

壮瞥町告示第38号

令和7年壮瞥町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和7年5月23日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和7年6月5日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）工事請負契約について
- （2）動産の取得について
- （3）壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について
- （5）令和6年度壮瞥町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- （6）令和6年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和 7 年壮瞥町議会第 2 回定例会会議録

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日） 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 27 号ないし議案第 30 号及び報告第 3 号ないし報告第 4 号について

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	蛭 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 7 年壮瞥町議会第 2 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
7 番 菊地敏法君 8 番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 6 日までの 2 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 6 月 6 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 4 件、報告 2 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和7年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

要望活動についてご報告を申し上げます。5月13日、14日、東京都で開催された全国道路利用者会議定時総会並びに道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席し、総会決議、大会決議を基に令和8年度の北海道の道路整備や道路予算の確保等について道内選出の国会議員や国土交通省などに要望を行いました。

6月2日、室蘭地方総合開発期成会として室蘭開発建設部、胆振総合振興局に令和8年度の国費等の要望を行いました。本町としましては、国道453号の整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進、道道洞爺湖登別線サンパレス工区の整備促進、有珠山外環状線の整備として道道滝之町伊達線の橋梁架け替えと道路整備の促進、道道洞爺公園洞爺線の異常気象時の通行規制の解消や道路幅員の確保等について要望を行いました。なお、当日は森議長にもご同行をいただいております。

行政報告を行います。初めに、火山防災フォーラムについてご報告を申し上げます。このフォーラムは、平成12年3月31日の有珠山噴火から25年が経過することから、3月30日、地域交流センター山美湖で「次の噴火からも命を守る」をテーマに、町民の皆様をはじめ、近隣から120人が参加し、開催されました。北海道大学名誉教授で町防災学識アドバイザーの岡田弘先生と当時内閣官房の審議官として現地対策本部で指揮に当たられた河川財団水管理研究所長の関克己先生の講演と東京大学大学院客員教授、松尾一郎先生と6人のパネラーによるパネル討論が行われ、当時の対応を振り返るとともに、時代の変化に対応した今後の対策と連携強化の重要性などが共有される機会となったところであります。町では、今後も火山と共生する安全で安心して暮らせるまちづくり、人づくりを推進する考えです。

次に、自治会長会議についてご報告申し上げます。本年度の自治会長会議は、5月16日、17人の自治会長と前田敏行政相談委員にご出席をいただき、地域交流センター山美湖で開催しました。初めに、自治会長を3年以上務めていただいた方に感謝状の贈呈を行い、その後令和7年度の主な事業や財政状況などを説明し、意見交換を行い、いただいたご意見等については今後の行政運営の参考とさせていただく考えです。また、会議終了後には町の防災備蓄品を紹介する時間を設け、災害への備えの大切さを共有する機会となったと認識しており、これからも継続して啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域経済の状況についてご報告申し上げます。令和6年度、本町の観光入り込み客数は179万4,000人で、前年比106%となり、コロナ前とほぼ同じ水準まで回

復したところです。このうち、宿泊客数は30万6,000人で、前年度に比べ113%となり、また道の駅そうべつ情報館の入り込みは37万4,000人で過去最高となったところです。これらは事業者の皆様のご尽力や圏域で取り組む誘客の成果と考えており、町では引き続き誘客と魅力ある観光地づくりを推進する考えです。

次に、壮瞥中学校についてご報告申し上げます。昭和51年度に整備され、老朽化が課題となっていた現校舎については、平成29年4月の久保内中学校との統合を見据え、平成26年度から教育委員会を中心に望ましい教育環境づくりについて検討がなされてきたところです。平成30年3月に策定した第2期定住促進・公共施設有効活用計画で基本的な方針を示した後、学校整備を推進するため、財政収支の不均衡の改善に取り組むとともに、財源確保に向けた文部科学省等との協議を進めるなど検討を重ね、令和3年度には基本構想を策定したところであります。その後、基本、実施設計等に基づき令和5年度から工事に着手し、諸般の事情により工期は延長となりましたが、令和7年6月末までには完成する見込みであります。これまでご理解とご協力をいただいた議員の皆様、町民の皆様、受託業者様などに感謝を申し上げます。このたびの整備により保育所を含めた文教施設が集約され、小学校と中学校が渡り廊下で結ばれることにより児童生徒の9年間を見通した特色あるそうべつ型小中一貫教育を推進する環境がより一層整ったと認識しているところであります。建物の引渡し後、7月26日土曜日に新校舎完成記念式典並びに内覧会の実施に向け、準備を進めているところであり、内容は広報等でお知らせする予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、令和7年第1回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私のほうから町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、小さな政府、安い税金を目指した事務事業評価について。

質問要旨、現在依然と続く物価高の中、住民の生活は圧迫されています。また、令和6年度の国民負担率の見通しは45.1%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は50.9%となる見通しであり、税や社会保険料の負担も国民に重くのしかかっています。政府は、これまで景気対策等と称して度重なるばらまき政策を行ってきました。不幸が起きた場合は政府が一手に引き受けて解決するというのは一見非常に効率的になったように見えるけれども、反面無駄な仕事というのがとても多くなっていることは

事実であると思います。例えばコロナ対策に国が100兆円を優に超える大規模な予算を投じましたが、対策がうまくいったとは言い難いのではないのでしょうか。国民の負担を減らすため、減税を進めていくこと、そして減税を実現するためにまずは無駄な支出を抑えていくことです。

行政は民間のように競争の原理が働きませんので、自己点検が一層重要になります。そのために必要なものが事務事業評価であり、その根本にあるのは住民に納めていただいた血税を少しでも有効利用しようとする公務員としての全体の奉仕者の精神です。事務事業評価とは行政評価の一つです。事務事業評価は、担当課レベルで事業を評価し、予算、決算に大きく関連するため、特に重要なものです。事業を実施するにしても、人間が行うことですので、完璧にはできるものではありません。何かしらの改善を加えればもっといいサービスや自治体運営を実現していくことができます。ちりも積もれば山となる、あるいは積小為大となって本町に財政的な余力をつくり出し、減税を行って住民の負担を軽くしたり、そうした余力をダムに水をためるようにして、天災などの有事に対応できるように積み立てていくダム経営も実現できます。そこで、次について質問いたします。

①、事務事業評価を実施し、その結果を本町のホームページ上に公開すべきと考えるが、どうか。

②、適切な事務事業評価の実施の有無にかかわらず、決算関係資料として主要事業の施策成果を公表すべきであるとするが、どうか。

3点目、東京都品川区の森澤区長は、徹底した情報公開と事務評価で無駄を削減し、毎年1%、イコール約20億円の財源を捻出することを公約に掲げ、実際に23億円を捻出した。本町では事業の無駄の削減と財源の捻出をどの程度行っているか。

④、災害や不況によって財政悪化が進めば、住民税などの増税で住民負担が増えるおそれがある。将来の増税を避けるためにも日頃から事務事業評価で無駄を削減し、余裕資金を財政調整基金に積み立てていくことでダム経営を実現することが重要だと考えるが、どうか。

以上についてよろしく願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1点目の事務事業評価及び2点目の主要事業の施策成果の公表についてですが、本町の行政評価の取組経過につきましては、平成8年度から第2次壮瞥町行政改革を推進するに当たり、民間各位の視点を反映させることを目的に条例により設置された壮瞥町行政改革推進委員会で本格的に開始したところであります。また、平成12年度を初年度とする第3次壮瞥町まちづくり総合計画の施策事業を評価するため、壮瞥町政策評価委員会を条例により設置し、平成15年度からは町の推進する全ての事務事業を対象に検証と評価を実施し、行政運営に反映させる取組を行ってきたところです。

この2つの委員会を平成20年度に統合し、現在の壮瞥町行政評価委員会において取り組んでおり、平成27年度からは評価項目を全事務事業から壮瞥町総合戦略の登録事業を対象に重点的に評価を行っているところであります。令和5年度の行政評価につきましては、令和7年3月5日に9名で構成する行政評価委員会を開催し、外部有識者である一般社団法人北海道総合研究調査会常務理事にも出席をいただき、様々な視点から評価やアドバイスをいただいております。行財政運営状況の公表につきましては、行政評価委員会における評価を事業評価調書として、また予算、決算の概要、財政状況など様々な情報をホームページや広報紙においても適宜提供、発信しているところであります。

3点目の事業の無駄の削減と財源の捻出及び4点目の無駄の削減と余裕資金の積み増しによるダム経営の実現についてですが、本町の財政は平成28年度以降収支不均衡となっており、行政サービスの維持、継続が難しい状況になっており、この課題を改善していくため、就任以来職員の皆さんと危機感を共有し、最優先で取り組んでいるところです。具体的には、予算要求、査定に当たっては、既存事業の決算額等の推移を把握し、各担当において事業の必要性や規模、増加要因の分析、改善点等について十分な精査を行うとともに、財源の確保等については国や北海道の施策を注視し、効果的、効率的な活用が図られるよう、新規事業はもとより既存事業につきましても事務事業等を組み替えるなど創意工夫を積極的に行ってきたところであります。この結果、令和2年度から基金保有額は増加に転じ、令和5年度の決算では一般会計の実質単年度収支が3年連続で黒字となり、全会計の基金保有額も4年連続で増加し、22億5,155万円となっております。壮瞥町を次代を担う子供たちへ着実に継承していくことを基本に、町民の皆様の幸せと持続可能な町の発展のため、将来につながる事務事業を継続し、社会資本の整備を計画的に進めていく考えであります。行財政運営に当たっては、議員ご質問のとおり、財源の確保をはじめ、事業評価を踏まえ、将来を見据えた施策の展開が重要であると認識しております。今後においても健全な行財政運営に努め、まちづくり総合計画に基づいた施策、事業を総合的、計画的に展開してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。そこで、早速ですので、再質問をさせていただきたいと思います。

第三者による評価や公表といった手続は踏まれているものの、その評価がどのように予算査定や事業再構築に反映されているのか、ご答弁からは特に明確には見えません。第三者委員会の意見に基づいて実際に見直された、廃止された事業の具体例を示していただきたいと思います。そして、どの程度の改善額が財源捻出につながったのか、金額的なインパクトも含めてお答えをお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。

まず、本町で行っております行政評価委員会の評価されたものに対して、その反映がどのような形で予算要求、査定に当たって反映されているかというところでございますけれども、査定の方法につきましては町長答弁のとおりでございます。予算要求、査定につきましては合理的な行政運営の取組ということも意識しまして、既存の事業の予算の要求に当たりましては、決算額の推移を把握して各課において事業の必要性や規模、増加の要因分析、改善点等について十分な精査を行ってやってきておりますけれども、それをどのような形で反映させるといいですか、行政評価委員さんからの評価に基づいてどのようなものを見直したのかですとか、取りやめたのかというものにつきましては、壮瞥町の行政改革の中で取り組んできた機構の見直し、職員数の削減ですとか、人事評価制度を導入して人件費の削減にもつなげて見直し等も行っているというところですか、経常経費等の見直しを行って旅費ですとか需用費、役務費、委託料の削減等々を行ってきております。公共サービスの見直し等につきましても、行政評価制度活用による事業の見直しということで、使用料の見直しですとか、そのようなものも行ってきたところでございます。

それで、金額的なものというところでございますけれども、第5次の行革の実行計画の中で収支バランスの改善というところも目標の一つとして掲げておりまして、その目標が行革期間であります5か年間で収支バランスの改善効果というものをうたっています。それが5か年間で3億円を削減しようということを目指して掲げておりましたけれども、その行革は令和4年度までの計画でございまして、その実績として平成30年度から令和4年度の収支バランスの改善の効果としましては、実績として4億9,958万8,000円、年にして約1億円、9,991万7,000円の削減の効果があつたというものでございます。

以上です。

○議長（森　太郎君）　6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君）　答弁ありがとうございました。取組が行われて削減も行っていると、金額的なあれも具体的に出てはきたのですが、そこで町がホームページ上で公表している事務事業評価を見ますと極めて限定的な評価しか見受けられないということと、本町の事業の評価対象は全事業の約何%に当たっているのか、また全事業を対象にできない理由は何なのか、そのほうもちょっと答弁をお願い申し上げます。

○議長（森　太郎君）　答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君）　詳細につきましては担当のほうから説明を申し上げたいと思っておりますが、先ほどの答弁でも最初の答弁でもありましたとおり、200を超える全事務事業について平成15年度から取り組んでいて10年以上取り組んでいたところでありまして、行政評価、当時は政策評価の委員さんに見ていただいて意見を

いただくことを委員会でやっていたわけですがけれども、あまりにも膨大であって、ポイントが絞られていなくて大変な作業であるということが判明してきたところでもあり、そうしたことから実効性のあるものにしていくために平成 27 年度からは、そのうち大体 10% ぐらいだと思いますけれども、事業数は詳しくは分かりませんが、30 前後の事業、総合戦略に登載した事業を重点的に評価をしていただいて意見をいただいているというのが実態であって、十数年前に取り組んできたことの積み重ねから今のような現状になっているということでもあります。事務事業の評価につきましては、外部委員会の意見は全部評価いただいておりますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、予算の算定、査定の段階で一つ一つの事業については各担当、理事者の間で事業評価を行った上で査定して予算計上していると、こういう仕組みになっていることをご理解いただければと、このように思っているところであります。

以上であります。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

行政評価の関係でホームページで公表しているというところで、まずなぜ事業について総合戦略に登載している事業に絞り込んだのかというところにつきましては町長今ご答弁されたとおりでございます。膨大な量を評価するというのも時間的にですとか、リソースの確保が困難ということで、より効果的に合理的に評価していくという考え方の下ということであろうかと思います。

総合戦略の第 2 期、現在評価していただいているのは第 2 期になりますけれども、そちらに登載している事業につきましては大きく 12 項目、5 つの基本目標がございます。それぞれに項目があって事業がぶら下がっておりますけれども、12 項目の 34 事業について評価していただいているところでございます。

そのような行政運営状況の公表につきましては、壮瞥町が行っている業務、事業は町民に分かりやすく知らせるべきではないかということであろうかと思いますけれども、既存媒体での情報発信というのは壮瞥町も常に行っておりますけれども、行政評価委員会における評価を事業評価調書として、先ほど申し上げたとおり予算、決算、財政状況とか、ほか各種の計画など様々な情報についてもホームページ、広報紙等においても情報発信については適宜行っているというところでございます。そのほかにも、まちづくり懇談会や、町政懇談会であったり、自治会長会議であったり、そのような場においても同様に町の財政状況ですとか主要事業、中学校の建て替え事業のような投資が大きいようなもの、大型事業の重要な事業の説明とか、町民の皆さんの生活に関わるような新たな取組ですとか、制度が変更になりましたとか、そういうものにつきましては町民の皆さんへお知らせ、そのような場も活用してお知らせしたり、また町民の皆さんからも逆に意見をいただくような場も設けて、情報のほうについては発信したり受け取ったりしているような状況でございます。既存媒体のほかに

もこのような形で情報発信、意見聴取等に努めているところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございました。町長もありがとうございます。先ほどの答弁の中で、昔は全項目やっていたということをお聞きしましたがけれども、それで中には全部やる必要が、はっきり言って多過ぎてできなくなっていくというか、でも実際に主要施策だけやっていくと本当の無駄が見えないのではないのかなって私考えるのですが、それを見つけるために事務事業まで下ろして全部見つけていくというのが今どこの市町村でも取り組んでおられるところも多いと思います。やはりそれが必要でないかなと私は思います。大きなところだけでやっていたら、本当に無駄はその施策だけで分からないのではないのでしょうか。私は、そう思って今回も出したのですけれども、その中でもう一度再度質問をさせていただきます。

もし仮に時間的、人的な制限があっても全事業を対象とした行政評価が困難であるということであれば、その代替措置として決算関係資料に記載されている主要事業の施策成果を町のホームページ上で公表することが極めて大事でないかなと私思います。それで、地方自治においても住民が納めている税金、どのように使われて、その結果としてどのような成果があったのか、これを説明するのは民主的な行政運営の基本であって、住民との信頼関係を築く上でも必要不可欠だと私は考えております。

そこで、質問させていただきます。町としてこのような施策成果の公表をはじめとする行政の透明化を図ることの必要性をどのように認識しておられるのか、その見解をお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 改めて答弁をさせていただきますけれども、全事務事業の評価につきましては、予算の算定ですとか査定の段階でやっているということをまずご理解いただければと思っておりますし、外部評価委員会の皆さんから意見をいただくのには絞り込みをしていると、そういう仕組みで今動いているということでありまして、それをまずご理解いただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど企画財政課長からの答弁の中でもありましたけれども、情報の透明性を図っていくというか、情報公開、情報発信につきましては可能な範囲で行っているところであり、行政報告でもいたしましたけれども、自治会長会議ですとか、まちづくり懇談会、町政懇談会などを通じて必要な情報については、限られた時間ですけれども、積極的に公表というか、意見交換の場を設けさせていただいていると、このように認識をしているところでありますので、ご理解いただければというふうに思っておりますし、そうした成果から財政運営についても収支の改善が少しずつ成果が見られているというふうにご理解いただければと思っております。

具体的な提案があった決算資料の中の成果概要調書のことだと思いますけれども、それについては公表については検討していきたいと、このように思っているところでありますので、決算の概要については決算の認定をいただいた後に毎年広報の 10 月号で、限られた紙面ではありますが、公表させていただいているところでありますので、ホームページにも同様のものは掲載させていただいておりますが、どこまでのものがあるのか、在り方も含めて検討していきたいと思っているところでありますが、現行では議員の意見と同じように可能な限り情報提供には努めているということをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。可能な限りということではおっしゃっていらっしゃるけれども、先ほども私も申し上げたとおり、町民全部にきちっとしてそういう公表をしていくということはすごく透明性、行政としても大切な視点ではないかなと私も感じますので、よろしくご検討のほうをお願い申し上げます。

それでは、再質問させていただきます。基準財政需要額や今後の高齢化による扶助費増加を考慮したとき、現在の基金水準は本当に十分な水準と言えるのでしょうか。十分かどうかを明確にお答えいただいて、理由と併せて答弁をお願い申し上げます。

また、財政調整基金と特定目的基金に分けて、その見通しを具体的に説明をお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 財政状況について基金を中心として現状をどのように評価しているかというご質問だったと思いますけれども、基金につきましては現在詳しい数字はちょっと頭に入っていないけれども、先ほど答弁いたしましたとおり全会計で 22 億円であって、これは単純に他の自治体との比較ですとか、そういうデータでしか比較はできませんけれども、皆さんの気持ちと同じように、やっぱり役所のいざという時のためにというか、余力というか、余裕のために基金を造成しておく、保有しておくということは大切な視点かなと思っております、極力基金を減らさないように経営に努めているということであり、本町の基金につきましては平成 27 年度 16 億 3,000 万円、これは一般会計のみの数字ですけれども、それが令和元年度 12 億 4,000 万円まで減って、約 4 億円の減少があったところでありますが、現在は 17 億円を超える。全会計、備荒資金を含めると 22 億円ということになりますけれども、そのような状況になっておりまして、十分かと言われるれば決して十分ではないと思いますけれども、改善を図ってきているところであると、このように思っているところであります。

それと、現段階において将来の展望につきましては、国の地方財政ですとか地方財政計画に基づいて我々は自治体経営を行っているわけでありまして、仮に国税

の収入が減ったり、その影響を受けて地方交付税が減額になるですとか、そういう事態になったときにはやはりそれなりに今の状況からもっと引締めを図っていかなければいけない時代が来るかもしれない、そのような状況を常に頭に置きながら自治体の財政収支の運営を行っているということをご理解いただきたいと思いますところでもあります。

現行においてもここ近年は、固定的な経費といいますか、光熱水費ですとか人件費が上がっているという一般論でありますけれども、公共施設の電気料、水道料、物価の高騰の影響を受けており、交付税がその分多く配分されてきているのかどうかというのは疑問があるところでもあり、そうしたことを見極めながら運営していかなければいけないと、このように思っております。決して楽観視はできないという状況であるということで、より一層の、先ほど申し上げましたとおり歳出の削減と効果的な事業の実施とそれに見合う財源の確保に努めていかなければいけないと、このように思っているところであります。

以上であります。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 町長、どうもありがとうございます。これからどんどん、どんどん厳しい時代になってくるのではないかなというのは皆さんもひしひしと感じていると思いますので、基金を増やしていくこと、それは本当に大切なことだと思います。そして、先ほど申し上げましたけれども、私はこの事務事業評価をするに当たって、大きな政策上の論点というのはいろいろあるかもしれませんが、もっと細かく見ていかなければ本当の無駄なものは何かというのが見えないということと、あと職員間のコスト意識、そういうものまで含めて、あとそこまでレベル落として初めて、これは無駄なのではないかとか、そういうものも分かってくるのではないかなと、そういうところがだんだん、だんだん増えてきていると思うのです。大きな視点での評価というのはあるのですけれども、それ以上に細かい事務事業にまで落としてぜひ評価をしていただきたい、そう私は思っております。

そして、やはり町民の皆さんにその評価の部分を公表して、町長先ほど全部やっているというなら、やっているのだったら公表してくださいというのが私の考えなのですけれども、私はやっていないと思っはいないのですけれども、皆さんがやっているのだったら、もっともっと町民にアピールして透明性のある行政を実現してほしいなと思っております。

最後に、私は、意見ですけれども、ちょっと述べさせていただきます。これまで小さな政府、安い税金を目指した事務事業評価について様々な観点から質問してまいりました。冒頭でも申し上げましたが、現在住民の皆様は収入の半分が税や社会保険料で取られている五公五民に苦しみ、さらにそこに物価高が加わって、泣きっ面に蜂の状態です。しかし、ここにとどまらず、将来的には少子高齢化も進展し、鈴木亘氏の

「社会保障亡国論」によれば、2075年には五公五民から八公二民となり、国民の収入の8割、80%が税金に取られるとも言われております。この問題の根本原因は国政にあるのは間違いありませんが、地方行政においても少しでも税の使い方を効率化して、一円でも多く住民の負担を軽くできるように心を砕く必要があるのではないのでしょうか。また、税金の使い方についても、昔から言われているように、魚を与えるよりも魚の釣り方を教えなさいという考え方が重要です。すなわち、選挙による住民の負託を受けた私たち政治家や全体の奉仕者として仕事に励まれている職員の皆様は、人を生かすために多くの人々にそれぞれの道を開いてもらい、本人が思っている以上の道を生きてもらうためにはどうしたらよいかということに心を砕いていくべきではないのでしょうか。

現代より飢饉が多発し、はるかに厳しい時代だった江戸時代において、様々な町村や藩の財政を再建された農民出身の二宮尊徳という方がおられました。もちろん個人としても力がある方でしたが、農民出身の部外者の意見を聞いてくれるかといえ、そんなことはなく、やはり一番の戦いは人の心との戦いのようでした。そのため、お籠もりして祈願までしていた時期もありました。みんなが聞いてくれないということで、二宮尊徳は死ぬ覚悟でやっていたとのこと。それだけ財政再建には大変な苦労があるわけですが、これだけ少子高齢化も進展し、インフラも朽ち果て、海外の情勢も不安定化している今、少し厳しい言い方にもなりますが、職員の心がけを考えなくてははいけないし、税金を納める側の一人一人の人間の心の態を変えなければまず駄目なのではないのでしょうか。そうした精神性でもって、他人のせいにする、環境のせいにするのではなく、ある程度寛容の心や愛の心を持ちながら、お互いに共存共栄できる仕事の仕方是何か、また本当に値打ちのある仕事とは何なのか、自分のやっている仕事は値打ちがあるのかどうか、この辺を見直していく必要があるだろうと私は思っております。そのような視点を持って事務事業評価を行っていくことで無駄な仕事を減量し、少しでも財政の余力を生み出していき、一部を減税に充てることで住民の勤勉の精神を尊ぶと同時に一部を基金の積立てに回すダム経営をすることがこの危機の時代をサバイバルしていくことにつながります。そうして住民の皆様が毎日を輝かせてやる切ることができるような政治を実現して、元気な人であふれる笑顔あふれる地域をつくってまいりたいと考えております。

以上をもちまして本質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第27号ないし議案第30号及び報告第3号ないし報告第4号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第27号ないし議案第30号及び報告第3号ないし報告第4号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和7年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第27号から議案第30号までの4件、報告第3号から報告第4号までの2件、合計6件であります。その内容についてご説明いたします。

1 ページを御覧願います。議案第27号 工事請負契約について。

令和7年5月22日指名競争入札に付した、国道453号上久保内農業用水道移設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

1、契約の目的は、国道453号上久保内農業用水道移設工事。

2の契約の方法は、指名競争入札。

3の契約金額は、9,625万円。

4の契約の相手方は、道栄・壮建特定建設工事共同企業体で、代表者は有珠郡壮警町字滝之町283番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三であります。その構成員になりますが、有珠郡壮警町字滝之町423番地26、壮建興業株式会社代表取締役、高橋美智彦となっております。

本件の工事につきましては、国道453号蟠溪道路改良工事に伴い、現在国道蟠溪橋に添架しております農業用水管の移設と撤去を実施するもので、工期は令和8年3月13日までとしております。なお、指名競争入札に付した業者は全部で4者となりますが、1者が町内業者で構成する特定建設工事共同企業体で、3者が町外業者となっております。

2 ページになります。議案第28号 動産の取得について。

下記のとおり動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

1の名称、種類、数量は、壮警町議場音響設備等備品一式。

2の取得金額は、1,430万円、これに北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で決定された利子分を加算した額。

3の取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫であります。

本件につきましては、現状のアナログ対応機器である議場音響設備等をデジタル対応機器へ更新するものであります。

なお、入札は、5月22日に指名業者4者、うち1者辞退の中で行っております。

続いて、3ページになります。議案第29号 壮警町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町立学校設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、壮警中学校建替事業により校舎移転することに伴い、条例の

別表第2で定める壮瞥中学校の位置を壮瞥町字滝之町 434 番地 15 に改めるものであります。

附則では、この条例は、令和7年8月1日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

5 ページになります。議案第 30 号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について。

令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 46 億 8,990 万円に歳入歳出それぞれ 3,411 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 2,401 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。15 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 90 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費の修繕料になりますが、役場庁舎大会議室の空調機が故障したため、修繕を行うものであります。

防災諸費では財源を整理するものであります。

財産管理費で 80 万円の追加となります。公共施設管理事業（指定管理者施設）の手数料になりますが、仲洞爺野営場において5月2日の強風により倒れかけた樹木があり、キャンプ場利用者の安全を確保するため、伐採処理に要する経費を計上するものであります。

財政費、町有住宅管理費では財源を整理するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 36 万 9,000 円の追加となります。戸籍住民基本台帳費の印刷製本費になりますが、戸籍法の一部改正により令和8年5月以降戸籍に振り仮名が記載されるため、今後戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の確認を行うことになりますが、確認通知はがきの印刷代に不足が生じるため、増額するものであります。

企画費、企画費で 340 万円の追加となります。定住促進・まちづくり推進事業の移住コーディネーター委託料になりますが、移住対策の体制拡充を図るため、新規に移住コーディネーターを設置するものであります。

民生費の社会福祉費、社会福祉総務費、老人福祉費、老人福祉総務費、児童福祉費、児童措置費及び衛生費、保健衛生費、診療所費では財源を整理するものであります。

清掃費、じんかい処理費で 17 万 4,000 円の追加となります。じんかい処理管理になりますが、じんかい収集車購入に係る手数料で 10 万円、自動車損害保険料で 6 万円、自賠責保険料で 1 万 4,000 円を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費では財源を整理するものであります。

農地費で 520 万円の追加となります。農地一般事業の上立香地区農業用排水路しゅんせつ工事になりますが、町道上立香第 2 線沿いの採草地に隣接する農業用排水路に土砂が堆積し、排水に支障を来しているため、堆積した土砂の撤去等を行うものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 120 万円の追加となります。商工振興一般の新商品開発調査研究・販路開拓支援補助金になりますが、道の駅そうべつ情報館の喫茶コーナー改装に伴い、道の駅での新たな商品開発に対して助成を行うものであります。

観光費で 400 万円の追加となります。そうべつ情報館運営事業のそうべつ情報館機能拡充工事になりますが、店舗における非接触型精算機器の設置を追加するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 600 万円の追加となります。道路橋梁維持経費の修繕料になりますが、令和 7 年 3 月の指定寄附金を活用し、滝之町地区の道路環境整備事業として緊急性の高い道路の修繕等を実施するものであります。

教育費、高等学校費の高等学校総務費及び地域農業科実習費では財源を整理するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 1,207 万円の追加となります。物価高騰対策給付金事業（定額減税補足給付金）になりますが、令和 6 年度の定額減税において定額減税し切れないと見込まれる方に対し調整給付を行ったところですが、令和 6 年度の所得税及び定額減税実績額の確定や世帯員の変更等により調整給付額に不足が生じている場合は令和 7 年度に追加で給付等を行うものであります。この給付金事業に必要な経費として、時間外勤務手当で 30 万円、事務用消耗品費で 32 万 6,000 円、通知用封筒の印刷製本費で 8 万 6,000 円、郵便料の通信運搬費で 8 万 6,000 円、口座振込手数料で 17 万 2,000 円、システム改修に係る西いぶり広域連合負担金（電算）で 20 万円、定額減税補足給付金として 1,090 万円をそれぞれ計上するものであります。

続いて、歳入になります。13 ページであります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 106 万 4,000 円の追加となります。戸籍住民基本台帳費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金になりますが、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の確認のための印刷製本費及び郵便料に対する国庫補助金を計上するものであります。

商工費補助金で 6,877 万 5,000 円の追加となります。新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）になりますが、そうべつ情報館機能拡充事業等に対する国庫補助金を計上するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 1,207 万円の追加となります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税補足給付金）になりますが、物価高騰対策給付金事業（定額減税補足給付金）に対する国庫補助金を計上するものであります。

す。

道支出金、道補助金、総務費補助金で 1,000 万円の減額となります。総務管理費補助金の地域づくり総合交付金になりますが、公共施設等ＬＥＤ化改修事業が補助対象とならなかったため、減額するものであります。

衛生費補助金で 3 万 4,000 円の追加となります。保健衛生費補助金の医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金になりますが、久保内診療所の光熱費に対する支援金が交付決定されたため、計上するものであります。

土木費補助金で 730 万円の減額となります。住宅費補助金の地域づくり総合交付金になりますが、定住促進住宅整備事業に対する補助金が減額となったため、減額するものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 100 万 7,000 円の減額となります。ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入事業にふるさと応援寄附金を充当するため、基金からの繰入金を減額するものであります。

地域振興基金繰入金で 600 万円の追加となります。寄附者が指定した滝之町地区道路環境整備事業に充当するため、計上するものであります。

公共施設等整備基金繰入金で 65 万 4,000 円の減額となります。公共施設等ＬＥＤ化改修事業における地方債の振替等に伴い、減額するものであります。

財政調整基金繰入金で 6,481 万 6,000 円の減額となります。一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で 7,064 万 7,000 円の追加となります。寄附者が指定した各事業に充当するものであり、その内訳になりますが、防災諸費、一般経費に 200 万円、公共施設管理事業（指定管理者施設）に 200 万円、保育及び子育て環境整備事業に 3,344 万円、堆肥センター運営事業に 1,100 万円、観光施設維持管理事業に 800 万円、昭和新山国際雪合戦事業に 120 万円、高等学校運営事業に 800 万円、地域農業科実習運営事業に 400 万円、ケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団受入事業に 100 万 7,000 円となります。

町債、町債、総務債で 1,130 万円の追加となります。その内訳になりますが、総務管理債の公共施設等ＬＥＤ化改修事業では 670 万円の減額、指定避難所ＬＥＤ化改修事業で 1,700 万円を追加するもので、地域交流センターの指定避難所部分を緊急防災・減債事業債に振り替えるものであります。町有住宅整備債の定住促進住宅整備事業で 550 万円を追加するもので、地域づくり総合交付金が減額となったため、追加するものであります。企画債のジオパーク推進事業で 450 万円を減額するもので、本事業が特別交付税（定住自立圏）の対象となるため、減額するものであります。

民生債で 530 万円の追加となります。その内訳になりますが、社会福祉債の町営温泉等利用料負担事業で 540 万円を追加するもので、過疎対策事業債（ソフト事業）を充当するものであります。老人福祉債の路線バス無料化事業で 10 万円を減額するも

ので、事業の執行額を見込み、整理するものであります。

農林水産業債で 520 万円の追加となります。農業債の上立香地区農業用排水路緊急浚渫推進事業の実施によるものであります。

商工債で 6,250 万円の減額となります。そうべつ情報館機能拡充事業になりますが、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）の対象となったため、減額するものであります。

なお、18 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、6 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、8 ページになります。第 2 表、地方債補正では、追加で、指定避難所 L E D 化改修事業で限度額 1,700 万円、上立香地区農業用排水路緊急浚渫推進事業で限度額 520 万円になります。いずれも利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

変更で、公共施設等 L E D 化改修事業、限度額 3,420 万円を 2,750 万円に、定住促進住宅整備事業、限度額 880 万円を 1,430 万円に、町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 50 万円を 590 万円に、路線バス無料化事業、限度額 150 万円を 140 万円に、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額 1 億 2,910 万円を 6,660 万円にそれぞれ変更するものであります。

廃止では、ジオパーク推進事業になりますが、本事業は特別交付税（定住自立圏）の対象となるため、廃止するものであります。

続いて、20 ページになります。報告第 3 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計継続費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により次のとおり報告する。

教育費、中学校費、壮瞥中学校建替事業、翌年度繰越額 13 億 2,833 万 6,000 円になります。

本件につきましては、年度内には事業執行することが時間的にできないことから、繰越額の範囲内で令和 7 年度に使用する歳出予算経費として繰越額を越えたものであります。

続いて、21 ページになります。報告第 4 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、西いぶり広域連合負担金（電算）、翌年度繰越額 379 万 8,000 円、衛生費、清掃費、塵芥収集車更新事業、翌年度繰越額 1,263 万 9,000 円、土木費、道

路橋梁費、町道滝之町中島1号線道路整備事業、翌年度繰越額 2,288 万円、消防費、消防費、西胆振行政事務組合消防負担金、翌年度繰越額 1,555 万 8,254 円、教育費、中学校費、壮瞥中学校新校舎備品購入事業、翌年度繰越額 1,930 万 5,000 円、壮瞥中学校新校舎備品購入事業その2、翌年度繰越額 69 万 5,000 円、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券配付事業、翌年度繰越額 97 万 5,000 円、物価高騰対応臨時重点支援事業、翌年度繰越額 772 万 8,000 円、以上の8件につきましては年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和7年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月6日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時12分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年6月6日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第27号 工事請負契約について
- 日程第 3 議案第28号 動産の取得について
- 日程第 4 議案第29号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第30号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 報告第 3号 令和6年度壮瞥町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和6年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 9 議員の派遣について
- 日程第10 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	澤井智明	君
企画財政課参事	蛭名雄一	君
住民福祉課長	上名正樹	君
住民福祉課参事	大内宏二	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	山崎清輝	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也	君
---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
1 番 山本 勲君 2 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第 27 号

○議長（森 太郎君） 日程第 2、議案第 27 号 工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 工事請負契約の中で一番最初に載っている町道滝之町中島 1 号線道路改良舗装工事、これでこの区間の道路工事が完了するということですか。

〔「違う」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 今議案 27 号。

○8 番（真鍋盛男君） すみません。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤忖君。

○5 番（佐藤 忖君） 提案されています工事請負契約について異議はありませんけれども、理解を深める上で以下質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

提案理由説明の中で、国道 453 号線蟠溪道路改良工事に伴って現在国道蟠溪橋に添架している農業用水管の移設と撤去を実施しますよということが書かれてありました。そして、契約の目的で国道 453 号上久保内農業用水道移設工事とありますので、この用水管により供給されている農業用水道水は上久保内地区の農業者が利用していると私は理解いたします。現在この農業用水道の利用農家の戸数何戸か。

また、もし分かれば、農業用水として利用といいますか、活用している面積はどの程度なのか。また、この農業用水の水源はどこから持ってきて上久保内に供給してい

るのか、この水源です。また、撤去後、橋から撤去した場合、どの程度の位置に移るのか。そして、蟠溪から上久保内までのこの用水管のルート、私どこか承知しておりませんので、もしも分かれば、このルートはどのようなになっているか。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらは上久保内で利用している農業用水道になりますが、こちらは組合がありまして、そちらの組合の組合数は9戸となっております。

それと、面積につきましては、面積というよりも、こちらについては家畜の飲み水であったり、ハウスのかん水用という形で主に使われているものでございます。

あと、水源につきましては、蟠溪のほうに水源がございまして、そちらのところから供給しているというところでございます。

それと、現在国道の蟠溪橋に添架されているのですが、そちらが新ルート開通後使用できなくなりますので、そちらにつきましては町道蟠溪橋のほうに添架するということを予定しております。

それと、移設ルートにつきましては国道蟠溪橋の蟠溪側になりますが、そちらの手前から国道敷地内を一部占用しまして、その後国道を横断しまして、旧線路敷地内を通った後に国道を再度横断し、町道蟠溪橋のほうにつなげていくといったルートとなっております。

以上になります。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 概要分かりましたが、再度教えていただきたいのは、現在の国道453の橋から今度は町道の蟠溪橋まで導水管で持って行ってその橋に架けて現在のルートにつなぐことは分かったのですが、現在の位置から町道蟠溪橋のほうへ行くルートに変更した場合どの程度のメーター数になるか、承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

延長につきましては、新設管約600メートルほどとなっております。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 27 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 28 号 動産の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 動産の取得については原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 29 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 30 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 総務費の財産管理費について伺いたいと思います。

仲洞爺野営場の倒木処理経費として手数料が今回補正されますけれども、倒れかかった樹木の伐採処理に要する経費ということで提案説明がありましたが、この処理しなければならない樹木数、80 万円で今提案されておりますけれども、この樹木数はどの程度で 80 万を計上したのか。私の想像では既にキャンプ場はオープンしているのでないかと思いますので、これは危険を避けるためにも既に伐採処理されていると私は理解しているのですけれども、もしも伐採処理されているとすればどの程度の内容だったか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

今回の倒木につきましては、2 本でございます。2 本で 80 万ということで、ただいままだ、これから今回提案させていただいた後にこちらのほうは倒木処理する予定でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 13 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 戸籍住民基本台帳費の印刷製本費について伺いたいと思います。

戸籍法の一部改正が5月26日から施行されました。その対応として、今後戸籍に振り仮名を記載するために戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の確認のために確認通知のはがきを出すための補正が今提案されておりますけれども、当初予算で74万3,000円でしたか、計上し、今回36万9,000円を計上しますと100万以上がこの確認にかかるのですけれども、現段階で壮瞥町に戸籍を置いて、町から確認するために発送しなければならないのはがきの枚数、これは何枚程度を想定しているのか。

そして、現在想定される確認のための印刷内容というのはどのような内容なのか。

この2点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

印刷製本費について補正をさせていただきたいと思っておりますが、当初予算で74万3,000円ですか、このうちこの戸籍に関する部分につきましては50万円ほど、ほかの24万ほどは恒常的に使う印刷製本費でございまして、当初予算で見ていたときにつきましては1,300通ぐらいを想定していたのですけれども、戸籍数が1,300ぐらいあって、その戸籍数に出せばいいかなと思っていたのですけれども、詳しく調べてみると戸籍があってもその戸籍にある人の住所が違えばその住所の本人に通知しなければならなくて、想定を送付枚数としては見込みで2,500件を想定しておりまして、その不足分を今回補正させていただくもので、印刷内容につきましては戸籍の振り仮名が合っているかどうかなので、その振り仮名が書いてあって、それを確認していただくという内容でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般4ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 農林水産業費、農業費、農地費について伺いたいと思います。

上久保内地区農業用排水路、しゅんせつが必要だということで520万円の補正ですけれども、予算説明では町道上久保内第2線沿いの採草地ということで提案説明がありましたけれども、この位置、私どこかということはまだもう少し具体的に説明を求めたいなと思います。

そして、この520万円は、採草地に隣接する農業用排水路に土砂が堆積したと、その土砂の撤去との説明がありましたけれども、堆積している用水路の延長は何メートルくらいなのか。また、想定される堆積土砂量、撤去する土砂量はどの程度なのか。そして、520万という数が出てくるのですよという、もう少し具体的な説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、場所についてですが、町道上立香第2線沿いになりまして、こちらは以前のりんごまつり会場の入り口入って、その左手側の草地が先ほどお話ししていたところとなっております。

あと、延長につきましては約230メートル程度となっております。それから、土砂量につきましては約80立米ほどを想定しております。

以上になります。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般5ページ。

7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 5ページの観光費の追加400万円ということで、説明ではそうべつ情報館の機能拡充工事ということで、店舗の非接触型精算機器を設置することで説明ありましたけれども、多分スーパーなんかで使っているセルフレジのような感じのものができるのかなというような想像ですけれども、具体的にはどのようなものが設置される予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

非接触型の精算機でございますけれども、議員ご指摘、お見込みのとおりでございます。一般的に今このスーパーであったり道の駅であっても非接触型が主流になってきていると。これは人手不足を補うものという意味もございまして、お見込みのような想定をいたしております。ただ、今店舗をどのように改装するか、そのスペースの問題、今設計中でございまして、その場所のスペース、お客様が快適に、動線も含めましてどのような形で何を設置するかというのを今コンサルさんと指定管理者の意見も踏まえながら今設置について検討を進めているところでございまして、自動券売機がいいのか、非接触型がいいのか、いずれにしてもテークアウトで新商品をお渡しする、その動線等も含めて今後検討してまいりたいと思います。いずれにしましても、そういう最新型の非接触型の精算機というものを想定しているということでご理解願えればと思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 1点だけ確認しますけれども、今までのレジプラスこの非接触型の精算機器を使うのか、それとも今までのレジを1つとか2つとかなくして、それでこれを導入するのか、その点ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君）　ご答弁申し上げます。

新たに機器を購入するということで、今既存のレジは指定管理者さんの所有物になっていまして、こちらについても独自で更新するというお話もございまして、そちらのほうは今回の予算には含めてごさいません。あくまでも新店舗の中でのそういう必要な機器ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　８番、真鍋盛男君。

○８番（真鍋盛男君）　私のほうからは道路橋梁維持費のことでお伺いします。

議案の説明では滝之町地区の道路環境整備事業としてとなっておりますが、具体的な路線の数とか、そういうものをお聞きします。

○議長（森　太郎君）　答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君）　ご答弁申し上げます。

幾つか路線、道路の補修ですとか排水補修などを含めてピックアップしておりますが、これから新たに出てくるところもあると思いますので、優先順位を決めて行いたいと思っておりますが、今のところ挙げている路線の数としましては４路線を挙げております。ただ、先ほど申し上げたまじとおり、これからはまた出てくるものがあるかと思っておりますので、優先順位を決めて有効的に使わせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、歳入について、一般１ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　続いて、一般２ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、第１表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、第２表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 3 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、報告第 3 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 3 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終結いたします。

◎報告第 4 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、報告第 4 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、真鍋盛男君。

○8 番（真鍋盛男君） 土木費、道路橋梁費の中で中島 1 号線道路整備事業、今年度でこの中島第 1 号線の改良工事は終了するのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

ただいまの件ですけれども、今回の令和 6 年度から 7 年度に繰り越したものでございまして、この工事につきましてはもう既に発注しております。あと、それに併せまして今年度の当初予算分も見えておりまして、そちらのほうでまたこれから補助を出す形になるのですが、国の予算の配分等にもよりますけれども、予定としましては今年度で完了したいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第４号 令和６年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終結いたします。

◎意見案第１号

○議長（森 太郎君） 日程第８、意見案第１号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

４番、毛利爾君。

○４番（毛利 爾君） 意見案第１号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であり、よって、国においては、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保し、また森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

終わります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 10、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期、日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所

管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年壮瞥町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午前10時34分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員